

道路運送車両法施行規則

1. 案内情報

- 手続き名 : 原動機付自転車用原動機の型式認定申請
手続き根拠 : 道路運送車両法施行規則第67条第1項
手続き対象者 : 原動機付自転車用原動機の製作者
提出時期 : 原動機付自転車用原動機の型式認定を取得しようとする時
提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ下記添付書類とともに、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課へ提出してください。
手数料 : なし
添付書類 : 提出先へお問い合わせください。
申請書様式 : 局長通達（下記の相談窓口へお問い合わせください。）
記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- 提出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
TEL 03 - 5253 - 8111（内線 42 - 313）
FAX 03 - 5253 - 1640
受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- 審査基準 : 道路運送車両法施行規則第67条第3項
標準処理期間 : 受付日から60日
不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）